

総 評 相 第 30 号
平成 26 年 2 月 18 日

警察庁長官官房長 殿

法務省矯正局長 殿

総務省行政評価局長

留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「留置施設で処方薬を投与していた被留置者を刑事施設へ移送する際には、移送後に受診し処方薬を手渡されるまでの間、一時的に投与が途切れるおそれがある。この仕組みを見直してもらいたい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては、下記のとおり、留置施設で処方薬を投与されていた被留置者を刑事施設へ移送する際には、処方薬の投与が途切れることがないように、健康管理の観点から改善措置を講ずる必要があると考えますので御検討ください。

なお、これらに対する貴省庁の措置結果等について、平成 26 年 5 月 19 日までにお知らせください。

記

1 留置施設及び刑事施設における入所者に対する医療上の処遇

(1) 関係法令における取扱い

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「施設法」という。）第 201 条第 1 項の規定によれば、留置施設においては、留置業務管理者は、被留置者が負傷し、又は疾病にかかっているとき等においては、速やかに、当該留置業務管理者が委嘱する医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとするものとされている。

また、施設法第 62 条第 1 項の規定によれば、刑事施設においては、刑事施設の長は、被収容者が負傷し、又は疾病にかかっているとき等においては、速やかに、刑事施設の職員である医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとするものとされている。

(2) 実務上の取扱い

当省が警察庁(留置施設関係)及び法務省(刑事施設関係)から、留置施設及び刑事施設における入所者に対する医療上の処遇を聴取した結果は次のとおりである。

- ① 留置施設では、施設のできる保管庫内で処方薬を保管管理しており、投与の都度、1 回分を留置担当官が被留置者に手渡して投与している。なお、現在、警察庁において、一部の処方薬についてはこの運用をしないこととする方向で検討を進めているとしている。
- ② 留置施設では、移送時に未投与の処方薬がある場合には廃棄している。
- ③ 留置施設及び刑事施設では、移送の前に、移送予定者に対する投薬の有無、薬品名、投薬時期を記載した書面により情報を引き継ぐこととしている。
- ④ 刑事施設では、入所当日に診察できるようにしている。なお、下記 3 のとおり、当省が把握した事例において、留置施設から刑事施設に移送された者の中には、入所当日に継続的に処方薬を投与されない者がみられた。このことについて、法務省では、緊急的な移送などによって入所当日に医師の診察ができない場合には准看護師の資格を有する刑務官が医師に報告し医師の指示を受けて対応するとしている。

2 関係機関の意見

(1) 警察庁

都道府県警察においては、被留置者を刑事施設へ移送する際には、同人の病歴、健康状態、投薬状況、診療記録等を確実に刑事施設に引き継ぐことにより、被移送者の健康管理に支障を来すことのないよう十分配慮しているところである。

なお、施設法では、留置業務管理者は、(被留置者が疾病等にかかっているとき等においては、)速やかに、当該留置業務管理者が委嘱する医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする(施設法第 201 条第 1 項)こととされており、留置業務管理者が被留置者に診療を受けさせること及び処方薬を同人に服用等させることは、この責務を果たすために行っているものである。診療に要する費用、いわゆる薬代等は公費で支払っており、また、診療

に際し処方された薬剤は、当然には、被留置者の私物とはならないことなどから、制度的に、留置施設において診療に際し処方された薬剤を刑事施設に引き継ぐこととするのは薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に抵触する可能性があるのではないかと懸念される。

(2) 法務省

刑事施設では、留置施設から被収容者が入所する場合には、警察署と事前に入所日を調整し、ほとんどの場合、入所当日に診察を行えるようにしており、留置施設からの処方薬の引継ぎの有無に関係なく、入所した被収容者に対して適正な医療を実施できる体制にある。

一方、緊急的な移送などによって、移送当日に医師の診察ができない場合には、留置施設における処方薬を引き受けることについて、合意できる条件で環境が調うのであれば、引き受ける余地はある。ただし、その趣旨を盛り込んだ通知により運用を開始しても、留置施設において上記 1 (2) ①なお書きのような取扱いを行った場合、当該薬剤が真に留置施設において処方されたものかが不明となったり、被収容者が自ら異物を混入するなどの細工を加えている可能性を完全に払拭させることはできないものと懸念される。

(3) 厚生労働省

一般に「処方せん」とは「特定の患者の特定の疾患に必要とされる医薬品を交付するために、薬品名、分量、用法、用量等を記載した指示書」とされている。

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 22 条及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 21 条では、「患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者または現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない」と規定されている。

これらは、その患者に対して薬物治療が必要と判断されたために処方せんが交付されたものであるため、その処方せんに基づいて調剤された医薬品はその患者のものであると解釈される。

また、留置施設側が対価を支払っていようが、処方薬の管理をしていようが、あくまで、処方薬の所有権は被留置者にあると考える。

なお、診療を受けた者に対して交付された処方せんに基づいて調剤された医薬品が被留置者の所持品とならないとすると、警察（留置施設）が薬局や医薬品販売業の許可なしに医薬品を被留置者へ授与していることとなり、薬事法第 24 条違反となり得る。あくまで、管理しているだけということであれば問題ない。

3 改善の必要性

(1) 移送時において途切らせることなく処方薬を投与する必要性

警察庁は、留置施設における処方薬について「薬代は公費で支払っており、当然には、被留置者の私物とはならない」としているが、移送する者の健康管理の観点のほか、処方薬は当該患者に投与する以外に用途がないことから、留置施設における処方薬を刑事施設に引き継ぐことについては検討の余地があるものと考えられる。

また、被留置者に処方薬を所持させる形態を採ることなく移送の際にも留置施設側で処方薬を管理して留置施設側から刑事施設側に直接引き継ぐことについては、厚生労働省の意見にあるように薬事法には抵触しないものと考えられる。

さらに、法務省は、留置施設における処方薬を引き継ぐことは「異物混入の可能性が払拭できない」ことから消極的としているが、上記1(2)①のとおり、現時点では、留置施設では施錠のできる保管庫内で処方薬を保管管理していて、投与の都度1回分を留置担当官が被留置者に手渡して投与しているため、留置施設における処方薬には被収容者が自ら異物を混入するなどの細工を加えている可能性はないものと考えられる。

なお、当省において留置施設から刑事施設に移送した刑事施設の入所者に対する診察及び投薬状況を調査したところ、8刑事施設の80人のうち78人は入所当日に継続的に処方薬を投与されていたが、残る2人において入所当日に継続的に処方薬を投与されない者がみられた。これらの事例の場合、刑事施設の入所者の間に処遇の差が生じないように改善措置を講ずる必要があるものと考えられる。

(2) 留置施設において未投与となる処方薬を減らす必要性

施設法第200条第2項では、「留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところにより、当該留置業務管理者が委嘱する医師による健康診断を行わなければならない。」と規定されている。

一方、警察庁によれば、留置施設において長期間留置されることが見込まれる被留置者の中には、健康診断時に一月分以上(30~40日分)の分量の薬剤を処方された事例もあるとしている。施設法第200条第2項の規定に基づいて健康診断ごとに授与される処方薬の分量を2週間分程度とすれば、移送時に未投与となる処方薬を減らすことができるものと考えられる。

したがって、警察庁及び法務省は次の措置を講ずる必要がある。

- ① 留置施設から刑事施設への処方薬の引継ぎ(引渡し)を刑事施設と連携して行うよう都道府県警察を指導すること。

また、留置施設の被留置者に投与する処方薬については、次の健康診断の実施時期を考慮した適正な分量が授与されるよう都道府県警察を指導すること。

(警察庁)

- ② 留置施設から刑事施設への処方薬の引継ぎ(引受け)を留置施設と連携して行うこと。

また、緊急的な移送などによって入所当日に刑事施設の医師による診察ができない場合に備え、態勢を整えること。(法務省)